

令和7年度滋賀県環境審議会環境企画部会（第1回） 概要

- 1 開催日時 令和7年5月12日（月）13時30分～15時00分
- 2 開催場所 滋賀県危機管理センター1階 大会議室（大津市京町四丁目1番1号）
- 3 出席委員
青田委員、伊藤委員（代理）、岡委員、小川委員、上村委員、岸本（直）委員、島田委員、清水（万）委員、清水（芳）委員、田中委員、中野委員、前迫委員、計12名
- 4 議事関係者（滋賀県環境審議会条例第8条）
吉積氏（滋賀県環境学習等推進協議会委員）
- 5 議題
(1) 第五次滋賀県環境学習推進計画（素案）について
(2) 環境アセスメント制度の見直しの検討状況について（報告）

【配布資料】

滋賀県環境審議会環境企画部会委員名簿、配席図

資料1-1 第五次滋賀県環境学習推進計画（素案）について

資料1-2 協議会での検討過程

資料1-3 第五次滋賀県環境学習計画（素案）概要

資料1-4 第五次滋賀県環境学習推進計画素案

資料2-1 環境アセスメント制度の見直しの進捗状況（報告）

資料2-2 環境アセスメント制度見直し小委員会設置要領

参考資料1 滋賀県環境審議会議事運営要領

参考資料2 滋賀県環境審議会条例

参考資料3 オンライン会議に係る注意事項

- 6 議事概要
(1) 第五次滋賀県環境学習推進計画（素案）について
 - 事務局から資料1-1～1-4に基づき説明
 - 委員からいただいた意見を基に、素案を修正していく

≪質疑応答≫

【会長】

本日欠席の方から何かご意見をいただいていないか。

【事務局】

本日欠席の委員から、素案に対するご意見をいただいている。申し上げる。

「現行計画の状況について環境学習の課題を整理するとともに、新たにウェルビーイングの考えを取り入れて、環境学習により環境保全に取り組む人材を育成し、そのことが持続可能な社会づくりやウェルビーイングの実現を推進するという理念を打ち出している点についてとても良いと思います。」

県の環境学習をめぐる課題「環境学習の担い手の育成」について、後継者の育成や若い世代の参画が進んでいない旨が記載されています。これに関わって、とくに若者の学びや地域などでの活動の促進や支援に着目し、丁寧に検討することは大切と考えます。ここでいう若者とは、年齢で言うとおおよそ10代の後半から20代前半あたりを主に指していますが、これらの年代は、選挙権を有し投票行動をおこなうようになる18歳を含んでいるとともに、高校卒業後に社会に出て働くいわゆる「学校から職業へ移行」したり、高等教育へ進んで自らの専門性を追究するなど、多くが自らのキャリアや職業を確立させたり、社会人としての生き方や暮らし方をスタートさせたりします。また、中には親との同居やひとり暮らしを経て自分の家庭を持ち、それまでにはなかった新たな地域とのつながりを持つ人もいます。

このように、小・中・高校の教育課程のもとでの学習が多かった時期とは異なり、新たなコミュニティや社会とつながりを持ち、環境に配慮した個人の生き方を選択したり、経済活動の一翼を担うようになる若い世代のこれまでの学びの再構築や新たな学びや活動を促す施策等につながるような理念や計画が盛り込まれることを希望します。

具体的には、あらゆる世代が環境について学び、活動することが期待されるという計画の描き方は大事ですので、そこは維持しつつ、たとえばですが、「第4章基本方針」の「3.各主体に期待される活動」、「(1)県民（個人・家庭）」の項の中に、若い世代について前掲に関する内容を加筆してはどうでしょうか。滋賀県は平均年齢が比較的低く、年少人口割合が比較的高いという特徴を持っていることから若い世代への注視は意義あることと考えます。」

こちらについては、意見のとおりと考えるため、事務局で加筆する方向で進める。次回環境企画部会で加筆の方法等について説明したい。

【会長】

今日は環境企画部会で議論した内容を、滋賀県環境学習等推進協議会へ持っていくための場か。

【事務局】

昨年度1か年かけて協議会で議論を行い、素案を作成した。ひとまず、協議会での議論は昨年度までとしている。事務局から協議会に企画部会での議論の報告はするが、改

めての議論はしない。

【委員】

環境問題は突き詰めると教育と貧困の問題につながる。特に途上国ではそのように語られることが多い。教育の重要性は先進国でも同様。そのような意味では、計画のアップデートは重要。資料を読んだが、ところどころ難しいところがあった。先ほどの委員からの意見でも「あらゆる世代」とあったが、全員参加型の学習計画とするためには、理念と内容が誰にでも理解できるレベルになっていないといけない。現状、相当なりテラシーのハードルがある印象。WHO だけでなく国連のすべての機関でウェルビーイングの重要性は強調されるようになってきた。国も使っており、県もこれを取り入れることは正しい流れ。一方で、ウェルビーイングを国民、県民のどれだけが理解できるのかはかなり疑問。ウェルビーイングの明確な定義はないと思う。素案では「高い生活の質」としており、1つの解釈としてはありうと思うが、WHO 憲章ではより内面的な質があり、一言で言えば「幸福度」としていたはず。高い生活の質は、幸福に裏づけられたものと思うが、そこまでの定義をここからイメージできるのかどうか。計画を読んでも、この言葉の重要性や、計画の中でどのように取り入れられているかは恐らくわからないのではないか。県民の誰が読んでもエッセンスをぱっと見て分かるような資料を恐らく作成されると思うため、その際に意見を多少反映していただけるとよい。

アウトカムに環境保全行動実施率を使用していることについて、経年で取っているため時間の変化で見てわかるということで意味はあるが、厳密に社会調査の観点で見ると、これはアウトカムではなくアクション。例えば、琵琶湖の水鳥がどれだけ増えたか、水質がよくなったなど、環境的な帰結がアウトカム。環境教育の中のアウトカムとは、環境学習の行動の何かではなく、その結果として社会がどうなったのか、あるいは人々の幸福度がどうなったのか、というような帰結のアウトカムを設定して、これから時間変化とともにどのようになっていくかを見ていくこと。教育は非常に足の長い政策のため、即効性は恐らくそれほどないが、中長期的に見れば極めて重要なもの。せっかく計画をアップデートするのであれば、アウトカムの指標についても再検討してもよいのではないか。

【事務局】

1点目。概要資料や依頼公演などで使用する資料・スライドなど、わかりやすく、という視点を十分踏まえて作成する。ウェルビーイングについて、説明を資料1-3で記載をさせていただいた。高い生活の質は、環境省の基本計画で「ウェルビーイング/高い生活の質」と記載されている。もっと広い意味があるということで協議会でも議論があった。取り扱いが難しいが、できるだけわかりやすくなるように工夫をして進めていきたい。

アウトカム指標について、その通りと感じた。例えば、県の環境基本計画でも見ているところ（指標）ではあるため、そこと合わせて、計画の進行管理をすることもできるのではないかと思った。新しい進行管理を考えていく上で、検討したい。

【委員】

くらし・生活の部分として、消費者環境学習の提案をしたい。環境学習は幅広い。リユースやリサイクルなどあるが、国で言えば消費者庁の視点、消費者の視点では消費者学習という話がある。消費者としての視点を一つの軸として入れてもらえるとよい。環境学習の幅も変わってくる。

【事務局】

追記する方向で前向きに考えたい。

【委員】

感想を述べる。基本方針を読むと、原体験・つながり・世代を超える・人材を育む・活動する・世界と共有するなど、いずれも重要、現代的なキーワード。子供たちにちゃんと受け止めてほしいもの。方針としては、第五次計画とするにふさわしいものと感じた。

原体験について、私の原体験は琵琶湖で泳いでいたが、自然環境も変わってきた。子どもたちにどのような環境を原体験として保全するのか。県として、子どもたちにどのような自然環境を見せられるか、体験させられるか、伝統的な食を作ったり食べたりできるか。文化・自然・歴史を今に育んでいるというのが基盤にないと方針が進んでいかない。高齢化というワードも出てきたが、世代間をどのようにうまく繋げていくのか。家族だけでなく、地域の中でどのように世代間をつなげられるのか。現実的にできていくような仕組み・受け皿はあるのか。方針を子供たちに受け渡すような仕組みがあるのか。

計画自体は非常にいいものであると思う。実行するための基盤づくりがどれほど準備をされているのか。

【事務局】

子どもたちへの取組としては、うみのこ、やまのこ、たんぼのこなどで取り組んでいるところ。さらに、学校の先生への支援について、先生方は大変忙しいため、どのような支援ができるのか考えたい。先生方が環境学習をしたいときになるべくハードルが下がるように、我々から情報提供や有識者の紹介などの支援ができるのではないか。

世代を超えるという点については、まさに課題と認識。これを表しているのが、指導者・リーダー育成の部分。今年度事業でも指導者育成事業がいくつかあるが、例えば、自治会で川のごみ拾いのあとに環境学習として生き物採集などをしてみようと思って

くれる人がたくさん居てくだされば、環境学習がもっと地域に根付いたものになっていくはず。それができる人を増やすため、指導者育成が重要と考え、計画および県の施策でも進めていく。

【委員】

自然環境や食、文化は行政としては関わりづらいかもしれないが、一方で、行政だからこそできるという面もあるのではないか。そういう部分も聞きたい。

【事務局】

保全に係る部局としては、土木交通部が「みずべのこ事業」という環境学習をされている。水辺に入りやすい環境の造成やソフト面も含め、土木部局がこのように動き出している。食や歴史もそれぞれの部局でも進めていることがあり、市町などにも発信して広げていければと考えている。

【会長】

先ほどから「世代を超えて」という話が出ているが、世代を超えて価値観を共有することは難しいと思う。大人が文化や歴史などの情報を提供することはできる。これを受け取った若者が次にどんな価値観を生み出すのかは、恐らく世代間で共通しているとは限らない。そのような意味で、教育ではなく学習なのではないか、と受け取っている。ウェルビーイングを求めて、国際的なことを含めて複雑な世の中で生きていこうとすると、なかなか今までと同じ価値観で、というのは難しい。価値観とは、受け取り側で判断してもらうもの。

ウェルビーイングは私もわからない。昔、英単語を学習した際に「福祉」や「厚生」として覚えたように記憶しているが、今のウェルビーイングはそれぞれの幸せ感を求めましょうというものになってきている。さて、それがウェルビーイングで伝わるのだろうか。

前向きに個人のウェルビーイングを求めたらいいと思うが、それよりも前に、地域を越えて、国を越えてという話になると、互いの人権を敬うことがウェルビーイングの前提としてあるべき。どこかでWHOや国などで担保されているのだろうか。あまり前向きに考え始めると、他の人を尊重できなくなってくる。我々含めて考えていかなければならない事案。情報は提供するが、考えるのはそれぞれ。なかなか心の中の何か（環境学習の達成度）を評価することは難しい。それでも何かをしなければならない。

【議事関係者】

ウェルビーイングについては、協議会でもなかなか議論になった。表現することが難しい。何とか議論の中で出てきたことを事務局でまとめたのが素案。特に意見はない。

(2) 環境アセスメント制度の見直しの検討状況について（報告）

- 事務局から資料4-1、4-2に基づき説明
- 自然環境部会に付議

≪質疑応答≫

【委員】

エリア分けが重要ではないかということで、小委員会に引き継いだ。従来通りの手続が必要なエリアと、緩和が可能なエリアに区分すると提案されているということで、理解はできる。エリア分けをどうするのかは、小委員会等で議論して、基準のようなものを決めていくということか。

【事務局】

小委員会で今後詰めていく内容。今のところは、従来通り手続を求めるエリアは、自然公園や森林のエリアを考えている。手続き緩和が可能なエリアは、それ以外のエリアで、都市計画法の工業専用地域のように、既に工場を立地させることに住民合意を得られている場所では、手続きを大幅に簡略化していければと考えている。

【委員】

エリア分けこそ最も重要で、議論がわかれるところだと思っている。産業立地を推進している地域であればハードルは低いかもしれないが、農地など転用が難しいエリアや、既に農業施設の投資をしているエリアなど、様々なエリアがある。どこまで市町等の意見が吸い上げられるかが大事。農業振興地域もある。自然公園や森林以外にも、そのような視点も含めて、他部局や市町とも協議いただきたい。

【委員】

先ほどの質問は非常に重要な内容を含んでいたもので、補足したい。事務局の回答のとおりで、具体的にエリアを分けるには客観的な手法を使用している。具体的には、GISの重ね合わせ。環境的な問題、例えば特定の固有種など生物の保全が必要なエリアではないこと、住宅街など地域住民に何らかの不利益が生じることがないこと、水源保全の観点で川から一定の距離があることなど、誰の目から見ても明らかな基準でGISを重ねて、あらゆる懸念がないエリアを、「明確に懸念される事柄がないので手続きを緩和してよいだろう」としている。

先ほど、市町の意見を吸い上げるべきという話もあったが、これをしてしまうと、客観的な区分けが損なわれる可能性があり、手続きや交渉などのコストもかかるため、そのようなことは一切行わず、純粹に客観的に地理情報などにより、条件緩和可能なエリアを設定する方向で進めている。

【委員】

GISによる判断を考えているということで、理解した。

【委員】

市町の意見を聞いていくと收拾がつかないだろうと思っていたが、先ほどの委員の説明を聞いて安心した。

【会長】

破壊してしまうともとは戻せない。原則はこれで異論はないが、例外は作っておいた方がいい。最初から完全な色分けをしてしまうと、何かが起きると心配。家を建てようとしたら遺跡が見つかったような、そのようなイメージ。

【委員】

従来通りのエリアと緩和が可能なエリアを分けるとのこと、ここが1回目の小委員会（1月）では分かりにくかった。そこがわかりやすくなって、GISなど客観的データを入れていくとよりよいと思う。

【会長】

次の環境企画部会までに小委員会が2回程度予定される。まずは小委員会の委員の皆さんにお願いするとともに、次に環境企画部会でまた議論できればと思う。

【委員】

今回の環境企画部会では、GISで区分されたエリアも上がってくるのか。

【事務局】

GISデータは第1回小委員会でもその時点での案を資料として提出しており、既に県HPにも掲載している。今回の環境企画部会では小委員会でとりまとめたGISのデータもお示しする予定。

【委員】

小委員会でまとめたものを環境企画部会に報告し審議するわけだが、環境企画部会で案が却下されることもあるのか。

【会長】

そうならないように小委員会で十分議論いただきたい。